相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字中二二四四番地一、茨城県鹿嶋市大字中二二四三番地二
被相続人　亡　小澤　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号
カナザワビル五階武田隆志法律事務所
相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県本庄市小島四丁目七九三番地、最後の住所埼玉県本庄市小島四丁目三番四号
被相続人　亡　植木　幹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
埼玉県深谷市西島町三丁目一番七号杉山ビル五階
相続財産管理人　弁護士　内田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区新町二番地の一五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　澤野　あい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
事務所横浜市青葉区市ケ尾町一〇六五番地五一一〇三号
相続財産管理人　山﨑　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市篠山町三五九番地、最後の住所神奈川県藤沢市鵠沼橘二丁目一番五号
被相続人　亡　深野　一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
横浜市中区太田町四丁目五五番地横浜馬車道ビル六階
相続財産管理人　弁護士　大野　美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区笹口二三番地、最後の住所新潟県新潟市東区大山二丁目一〇番三号
被相続人　亡　長谷川　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
新潟市中央区蒲原町二番三一号
相続財産管理人　岡村　孝平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区笹口二三番地、最後の住所新潟県新潟市東区大山二丁目一〇番三号
被相続人　亡　長谷川　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
新潟市中央区蒲原町二番三一号
相続財産管理人　岡村　孝平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市上戸町南方エ字七二番地の三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　説田　情慧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
石川県輪島市河井町一五部一番地ＮＴＴ輪島ビル一階輪島ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中上　勇輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡与謝野町字金屋二二六番地、最後の住所京都市伏見区深草泓ノ壺町三七番地一特別養護老人ホームフジの園
被相続人　亡　森垣　美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
京都市伏見区両替町九丁目二七五番地の二
相続財産管理人　千葉　正胤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市篠町王子市原一三番地、最後の住所京都府亀岡市古世町西内坪三〇番地六
被相続人　亡　栗山　淳男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
京都府南丹市園部町宮町西三六番地六　プリマヴェラ一〇二号　園部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　神谷　孝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市大字三ツ島一八九〇番地一〇四、最後の住所大阪府門真市大字三ツ島一八九〇番地の一〇四
被相続人　亡　平田美恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階
相続財産管理人弁護士　細見　文博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区己斐西町一三番、最後の住所広島市西区己斐西町一三番八号
被相続人　亡　近信ハナミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
広島市西区高須一丁目一二番三九号
相続財産管理人　妻澤　裕幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区可部南二丁目一〇番、最後の住所広島市安佐北区可部南二丁目一〇番一七―三〇一号　被相続人　亡　片山　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
事務所広島市安佐南区上安二丁目三三番八号
相続財産管理人　井上　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県小豆郡小豆島町池田九六四番地七、最後の住所香川県小豆郡小豆島町池田九六四番地七　被相続人　亡　野村　益子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十六日
香川県小豆郡小豆島町中山一〇五五番地五
相続財産管理人　竹迫　龍三

第37期決算公告　平成22年2月16日

札幌市中央区南六条西八丁目3番地1
株式会社ホテルハイランド
代表取締役　武田　健次

貸借対照表の要旨（平成21年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	40,735
	固定資産	179,890
	資産合計	220,625
負債及び純資産の部	流動負債	4,920
	株主資本	218,580
	資本金	50,000
	利益剰余金	168,580
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	156,080
	（うち当期純損失）	(5,858)
	評価・換算差額等	△2,875
	その他有価証券評価差額金	△2,875
	負債・純資産合計	220,625